長期基本計画

令和4年6月

公益財団法人 大阪府スポーツ協会

1 策定の趣旨

大阪府スポーツ協会(以下「本会」という。)は、大阪府内におけるアマチュアスポーツ団体を統轄する団体として昭和6(1931)年に大阪体育運動連盟として発足した。昭和21(1946)年、名称を大阪体育連盟と改めて再発足し、昭和45(1970)年には財団法人として組織を発展させた。さらに平成24(2012)年、公益財団法人の認定を受け、府内の体育・スポーツの普及・発展、並びに府民の体力向上とスポーツ精神の高揚を目的に、スポーツに関する公益目的事業を推進している。とりわけ国民体育大会には毎回多くの選手団を派遣し、常に優秀な成績を残すとともに国際競技会にも多くの選手を輩出し、スポーツ団体として、全国的にも屈指の組織として発展してきた。

このような発展を遂げたのは、関係者のスポーツの発展にかける情熱と献身的な努力によるものであることは論をまたないが、さらなる発展と持続可能な組織運営を実現するため、組織運営の基軸である長期基本計画を策定することとする。

なお、この計画の期間は、令和 13(2031)年までの 10 年間とし、随時達成状況の把握と分析を行い、目標や方策の見直しや改善を図ることとする。

2 「ミッション」と「今後の方針」

現代社会におけるスポーツは、暮らしの中の楽しみとして、青少年の教育として、人々の交流を促し健康を維持増進するものとして、更には生きがいとして、多くの人々に親しまれ、幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっている。

また、スポーツはそれ自身が驚異的な発展を遂げたばかりではなく、極めて 大きな社会的影響力を持つに至っている。今やスポーツは政治的、経済的、さ らに文化的にも、人々の生き方や暮らし方に重要な影響を与えている。

したがって、このスポーツの力を、主体的かつ健全に活用することは、スポーツに携わる人々や団体の新しい責務である。このことから、本会が大阪府のスポーツ団体を統轄する団体として、スポーツの力を健全に活用し活力ある豊かな社会の創造に寄与するため、次の方針により事業を推進する。

- 【1】 スポーツの価値や使命を自覚し、加盟団体をはじめ行政や関係機関と強力に連携協力を行い、スポーツの振興事業を推進する。
- 【2】 スポーツに携わる者の権利保障と心身の健全育成、健康の維持増進、安全確保に配慮し、スポーツの健全な発展を図る。

- 【3】 本会及び加盟団体の組織運営における、公正性、公平性、透明性、多様性を確保し、スポーツ・インテグリティ*1の向上を図る。
- 【4】 多様な人々が居住する地域社会において、スポーツは人と人の絆を培い、 人々が共に地域に生きる喜びを広げることから、スポーツ事業を推進する ことにより、活力ある豊かな地域生活の創造に寄与する。
- 【5】 スポーツのさらなる発展と持続可能な組織運営に資する安定的な財源 確保を図る。

3 「今後の方針」に基づいた主要事業の推進

【1】スポーツの価値や使命を自覚し、加盟スポーツ団体をはじめ行政や関係機関と強力に連携協力を行い、スポーツ振興事業を推進する。

【1】一(1)国民体育(スポーツ)大会への大阪府選手団の派遣

国民体育大会には、本大会、冬季大会を合わせて毎年800名近くの選手団を派遣し、平成9(1997)年大阪府で開催された第52回の「なみはや国体」において男女総合成績(天皇杯)及び女子総合成績(皇后杯)で優勝を成し遂げた後も常に6位以内の成績を収めている。引き続き選手団を派遣し、男女総合成績、女子総合成績とも3位以内をめざす。

選手・監督の旅費(交通費・宿泊費)については、競技団体に対し大阪府から交付金が支給されているが、本会財務委員会が実施した「国民体育大会派遣経費に関する調査(平成31年)」により、大阪府からの交付金では全額賄えておらず競技団体の負担により成り立っている現状と課題が明らかになった。国民体育大会は毎年、全国の都道府県が輪番で開催している全国規模のスポーツの祭典である。この大会に大阪府の代表(選手)として参加するのであるから、少なくとも選手・監督の派遣にかかる旅費は大阪府の交付金で全額賄われるべきとの考えのもと、引き続き大阪府と協議を進め、競技団体や選手・監督の個人負担を軽減していく。

【1】-(2)競技水準の向上

大阪府にゆかりのあるスポーツ選手が不断の努力により、可能性を極限まで 追求し、全国大会や国際大会などで活躍することは、府民に誇りと喜び、夢と希 望をもたらす。また、そのことが府民のスポーツへの関心を高め、地域のスポー ツ推進に寄与できることから競技水準向上への取組みは極めて重要である。

大阪府の競技水準向上に関する予算額は毎年1千万円程度で推移しているが、 多くの競技団体が実施する選抜合宿や海外遠征等の費用に関しては、多くが競 技団体や選手の負担となっている。大阪府と引続き協議し、予算の確保に努め たい。

また、競技力向上委員会、普及委員会と合同で開催している研修会の充実を 図り、指導者の知識、能力の向上から競技水準向上を図る。さらには、公益社団 法人関西経済連合会が策定した「関西スポーツ振興ビジョン」に掲げられてい る取組みの一つである「トップアスリート育成支援事業」に参加する等、経済界 と連携した取組みを進め競技水準の向上に寄与する。

【1】一(3)スポーツ少年団事業

大阪府スポーツ少年団は、昭和 37 年(1962 年)の日本スポーツ少年団結成に続き、翌年の昭和 38 年(1963 年)に結成され、以降永年にわたり、スポーツを通じた青少年の健全育成に多大な貢献を果たしてきた。

本年度(令和3(2021)年度)の登録団数は559団、登録団員数11,669名となっているが、昭和61年度のピーク時と比較すると、登録団数は65.7%、登録団員数は36.3%で、少子化の影響を受け大幅な減少傾向であることがわかる。

子どもたちにとって、スポーツ少年団活動は、健康維持増進や体力向上はもとより、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等、人格の形成や豊かな人間性を育む上で極めて重要である。

このことから、子どもたちの多様なスポーツニーズに対応できる活動に取組み、競技力と加入率の向上に向け、市町村や学校、地域、競技団体と連携した新たな取組みを展開することが望まれる。また、教育行政と連携し、小学校単位で複合種目型の単位団を結成し、スポーツ少年団活動を取り入れるモデル事業を展開することもスポーツ少年団の活性化に向け有効な方策と考えられる。

【2】スポーツに携わる者の権利保障と心身の健全育成、健康の維持増進、 安全確保に配慮し、スポーツの健全な発展を図る。

【2】一(1)スポーツ指導者養成と研修

プレーヤーの成長を支援することを通じて、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献できるスポーツ指導者の役割は極めて大きい。大阪府の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者認定者数は 8,480 名(令和3(2021)年度)であり、それぞれのスポーツ現場で指導を行っている

が指導者の資質が問題となることも少なくない。

毎年、本会では地域スポーツのマネジメント指導者、スタートコーチ(スポーツ少年団)、4競技程度の公認スポーツ指導者等の養成講習会や全競技のスポーツ指導者を対象とした資格更新研修会を開催しているが、例えば、実施形態をレクチャー型からアクティブラーニング型の講習会など実践力を養成する形態も取り入れ、指導者の資質向上に努めていく。

スポーツ指導者は、『プレーヤーを取り巻くアントラージュ*2自身も、それぞれの Well-being (良好・幸福な状態)を目指しながら、プレーヤーをサポートしていく』という『プレーヤーズセンタード』の考え方の下、プレーヤーの成長を導くことが課題となっている。そのため、指導者自身があらゆる機会を通じて学び続けることが求められるが、その学び続ける環境づくりを日本スポーツ協会指導者養成事業と連携し推進していく。

競技力向上セミナー等研修会についてはオンラインによる開催を導入するとともに、本会ホームページを通じて、競技の指導方法の動画配信、さまざまなスポーツ情報等を発信し、スポーツ指導者が常に学ぶことができる環境整備に努める。

またスポーツに携わる人が安全、安心に活動を行うために、情報発信や研修会、 講習会等を通じて、スポーツ安全保険等への加入促進の広報活動を行う。

【2】一(2)スポーツ医・科学研究及び研修

スポーツ医・科学的調査研究を行い、その成果を活用し、大阪府のスポーツ普及振興に寄与する目的で、本会に「スポーツ医・科学委員会」を設置している。 事業としては、競技力向上にかかる医・科学的研究に関すること、競技者の健康 管理に関すること、府民スポーツ振興に関すること、その他、この委員会の目的 達成に必要な事業を行っている。

特に、国民体育大会出場の選手・監督に対してはドーピング防止に関する教育 及び啓発を行いドーピング根絶に努めている。また、アンチ・ドーピングに関す る国際基準などが頻繁に更新されることから、本会ホームページにてアンチ・ド ーピングに関する最新の情報を広く発信している。

また、毎年「スポーツ医・科学セミナー」を開催し、医・科学研究の成果やスポーツ現場の課題に即した内容を取り上げるなど啓発に努めている。近年では新型コロナ感染症や女性アスリートの健康問題等タイムリーな研修内容としている。今後とも、スポーツ医・科学の面からアスリートをサポートしていく。

【3】本会及び加盟団体の組織運営における、公正性、公平性、透明性、多様性の確保を図り、スポーツ・インテグリティの向上を図る。

【3】一(1)スポーツ団体ガバナンスコードの遵守と適合状況の公表

都道府県体育・スポーツ協会は、日本スポーツ協会加盟団体規程に基づき、スポーツ団体ガバナンスコード*3<中央競技団体向け>の遵守が求められている。

そのため、令和 2 (2020) 年 8 月に本会に「ガバナンスコード適合委員会」を設置し、本会の組織運営に関する総合的な計画の企画立案、定款及び規程等の制定・改廃等を行っている。さらに並行して、ガバナンスコードの適合状況について自己説明及び公表(案)に関する協議を行い、令和 2 (2020) 年度末からホームページにて公表している。

また、ガバナンスコード適合委員会では、令和 2 (2020) 年度から「加盟団体規程の新規制定(案)」と「評議員及び役員選任規則の変更(案)」をガバナンス改革の 2 本柱と位置づけ加盟団体の意見も聴取しその作成に取組み、関連規程類も含め令和 4 (2022) 年 3 月に成立されるに至った。

今後は日本スポーツ協会加盟団体規程の遵守はもちろんのこと、本会加盟団体に対しては本会加盟団体規程の遵守に向けた取組みを推進し、都道府県体育・スポーツ団体として適正な組織運営を行い、スポーツ・インテグリティの向上を図ることとする。

【3】 一(2) 評議員・役員選任規則における女性理事の割合

令和4(2022)年3月に、適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべく本会「評議員及び役員選任規則」を変更したところであり、今後は理事等の選任に向け、「役員候補者選考委員会」において、理事会が評議員会に推薦しようとする理事候補者の選考に関する協議を進めることとなる。

その中で、役員の多様性を確保する観点から、理事に対する女性の割合は全体の40%以上になるよう努めることを規定したところである。しかしながら、本会の理事の女性割合が11.7%とかけ離れている現状や加盟団体における女性役員の割合が低い現状から一気に目標割合を達成することは容易ではないと思われる。

このため、役員候補者選考委員会において、例えば2年毎の役員等改選期に加盟団体の協力も得ながら10%ずつ割合を増やす方策を検討することが考えられる。こういった長期的、段階的な展望に立つことにより、加盟団体における女性役員増に対する努力も期待できるものと考えられる。

いずれにしても、スポーツ団体の組織運営において重要な意思決定を行う理事は、様々な知識と経験を有する多様な人材によって構成されることが重要で

あることから、加盟団体とともに努力を続ける。

【4】多様な人々が居住する地域社会において、スポーツは人と人の絆を培い、人々が共に地域に生きる喜びを広げることから、スポーツ事業を推進することにより、活力ある豊かな地域生活の創造に寄与する。

【4】一(1)総合型地域スポーツクラブの育成支援

平成7 (1995) 年度から「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」の理念のもと、地域住民によって自主的な運営をする総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の設立が文部科学省のモデル事業として進められた。大阪府でも平成11 (1999) 年岸和田市に総合型クラブが誕生し、現在では府内31市町に67の総合型クラブが設立されている。それぞれの総合型クラブではスポーツを多世代、多種目、多志向で楽しむことを地域住民協働で運営している。本会も平成16 (2004) 年に「総合型地域スポーツクラブ育成委員会」を設置し、育成支援を行っている。また、クラブアドバイザーを配置し、既存の総合型クラブの運営や新たな総合型クラブの設立等に対し指導助言を行っている。今後も総合型クラブが地域におけるスポーツ推進の拠点として位置づけられるよう市町村と連携を図る。

さらに、学校部活動の地域移行に向けて、教育委員会、学校、市町村、スポーツ少年団、総合型クラブなどと連携し、移行後のスポーツ環境の整備に努める。総合型クラブの組織運営、社会的認知度の向上をめざすため、令和4(2022)年4月、本会に中間支援組織として「大阪府総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」を設置した。

今後は、「総合型地域スポーツクラブ育成委員会」の機能を引継ぎ、総合型クラブの新規設立を担う大阪府広域スポーツセンター、総合型クラブのつながりを担う NPO 法人大阪府総合型地域スポーツクラブ連絡協議会等とともに、総合型クラブ運営、これから本格実施を迎える学校部活動の地域移行等の諸問題へのアドバイス、イベントや交流会への支援を通じ、総合型クラブの育成、発展に努めることにより、新規導入される登録・認証制度において、大阪府内すべての総合型クラブの登録をめざす。

【5】スポーツのさらなる発展と持続可能な組織運営に資する安定的な財源確保を図る。

本会事業の財源としては大阪府・日本スポーツ協会等からの補助金・委託金、 スポーツ少年団登録料、公認スポーツ指導者資格の登録者数に応じた交付金、研 修会等の参加料、企業等の特別賛助会費、加盟団体の負担金等がある。そのうち 使途の決まっている補助金・委託金等は全体の 60%弱(新型コロナウイルスの 影響を受けない令和元(2019)年度決算ベース)である。

財源に関する最近の大きな動きとしては、平成 21 (2009) 年3月、大阪府から派遣されていた職員の引き揚げがあり、翌年には全庁的な出資法人改革が行われ、本会が指定出資法人を解除されたことにより、人的にも財政的にも大阪府の関与を受けない自立化への転換が挙げられる。そのため、当時の財務委員会でその対応策について協議を行い、会長やその他の役員の協力を得、本会の事業に賛同する企業等に特別賛助会員として新たに数十社の会員を獲得し、その後も会員拡大に努めてきた。しかし、ここ数年は会員数に大きな変動はない。

近年の財務委員会においては、財源確保の新たな取組みとして、令和元(2019)年からスポーツ施設の指定管理者に参画することも検討した。同年には大阪府内のスポーツ施設の指定管理者に応募すべく関係者と協議したが不調に終わった。また翌年、別のスポーツ施設の指定管理者に他の事業者と協議を進め、応募まで進んだが、採用されるまでには至らなかった。

一方、平成31(2019)年から財源確保策検討の基礎資料を得る目的で「国民体育大会派遣経費に関する調査」を行い、その最終報告書(令和3(2021)年3月)の中で、スポーツ振興に関する予算確保に向けた協議を引き続き大阪府と進めていくという方向性を示している。

スポーツのさらなる発展と持続可能な組織運営のためには、「今後の方針【5】」で示しているように「安定的な財源確保」が肝要である。そのためには、事業実施部門とともにスポーツ少年団の登録料、研修会等の参加料等の増収策や公認スポーツ指導者の拡大策を検討することも必要である。

また、特別賛助会費は、現在実施している事業の財源の一部であることはもちろんのこと、新たな事業展開を行う場合にも使える貴重な財源であるが、令和2(2020)年以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、数社の企業から退会の申出があった。今後もコロナ禍や経済状況等の影響による会員の減少が危惧される。安定的な財源確保はもとより新たな事業展開のためにも、特別賛助会員の拡大は喫緊の課題である。その他、加盟団体の負担金等の額や基本財産の運用方法について見直しを検討することも考えられる。

これらの取組みに当たっては、財務委員会で財源確保のあり方や具体的な方策について抜本的に検討していくこととするが、その方策について以下の方向性が考えられる。

【5】一(1) 新たな補助金等の獲得

本会の事業実施に関し、毎年度大阪府から補助金が交付されているが、数年に 一度マイナスシーリングになることがあり、大阪府からの補助金は縮減傾向に なっている。そのため、大阪府に対し本会が行う事業の重要性を説明し、特に直 面している課題等について毎年要望書を提出するなど、新たな補助金等の獲得 や大阪府等との連携・支援による事業の創設に努める。

【5】一(2)特別賛助会員の拡大

新たに特別賛助会員を勧誘するためには、本会の認知度やブランド力が大きく影響する。なぜならば、認知度が低いと話も聞いてもらえず、協力が得られにくいからである。そのため、知事や教育長の定例記者会見等で本会の名称が出る話題や斬新な事業展開が必要である。

本会の認知度を高めるためには、Youtube 等のソーシャルネットワーキングサービス(SNS)を活用することも有効な戦略の一つとして考えられる。最近では通信技術の発達やスマートフォンの普及等により、SNS に動画や画像を閲覧したり、投稿したりすることが世代関係なく広がっており、我が国のYoutube の利用者は 6,900 万人以上で、日本人口の半分以上が利用している状況である。

このように、社会でデジタル化が進展している状況を踏まえ、例えば、新型コロナウイルス感染拡大の影響による幼児・高齢者の体力低下に対する運動へのきっかけづくりとして、いつでも、どこでも、誰でも取組めるトレーニング方法を動画で作成し、Youtube や本会ホームページ等で公開するなど社会のニーズやデジタル化に呼応したコンテンツを開発していくことは本会の設置目的に照らしても有効と考えられる。なおこの際、経費の負担を抑えるため、スポーツ栄養補助食品等の生産企業の理解と協力を得る努力が求められる。

また、本会の名称と事業内容を広く浸透させるために、本会ホームページや広報誌「Osaka Sport」に本会が行っている事業活動やスポーツに関する話題・コラム等を掲載するなど内容を充実させなければならない。ホームページは更新しない期間が長くなると閲覧意欲を失わせる傾向にあることから、更新間隔に留意するとともに、ホームページ上に閲覧カウンターを設置し、毎月の閲覧数において数値目標を定め取り組むことも重要である。

新たな特別賛助会員の勧誘は、スポーツに力を入れている学校法人やスポーツに理解のある企業(特に大阪にゆかりのある企業)に理解と協力を求める努力を行う。数値目標例としては、本会認知度等の向上策と並行して、例えば毎年2~3社、計画期間終了までに 16~24 社の新たな会員獲得をめざす。

いずれにしても、積極的な広報活動を行うためにはすべての役職員が広報マ

ンとなり、認知度アップに努める体制が求められる。

【5】一(3)加盟団体負担金等の額の見直し

本会加盟団体の負担金等の額は、「負担金等に関する規則」の規定により、国民体育大会の実施競技の加盟団体は基本負担金として40,000円、特別負担金として国民体育大会の参加エントリー人数の直近5か年の平均人数に2,000円を乗じた額となっている。それ以外の加盟団体は基本負担金として30,000円のみとなっている。また、加盟競技団体にはその団体規模に関係なく一律100,000円の賛助会費がある。これらの額は、30年以上変更されずに現在に至っている。

したがって、これらの額について他府県の状況も調査し、必要があれば社会の 経済状況に見合う額に見直しを検討することとする。

【5】 - (4) その他

本会事務局に公益財団法人スポーツ安全協会(以下「スポ安」という。) 大阪府支部を併設し、スポ安本部から毎年協力金を得、普及事業費に充てている。しかしながら、令和2(2020)年度にスポ安本部に設置された「スポーツ安全協会の今後の事業の在り方等に関する検討委員会」において、令和5(2023)年度から各都道府県に設置されている支部の廃止が決定された。このことから令和5(2023)年度以降の普及事業費は大幅な減少が見込まれる。そのためこれに見合う対策や財源の確保が急がれる。

【用語の説明】

- ※1 インテグリティ……… インテグリティとは、高潔さ、品位、完全な状態を示す言葉。スポーツにおける「インテグリティ」とは、『スポーツが様々な脅威により欠けることなく、価値ある高潔な状態』を指す。
- ※2 アントラージュ…… フランス語で取り巻き、環境という意味で、競技環境を整備し、アスリートがパフォーマンスを最大限発揮できるように連携協力する関係者のことを定義している。
- ※3 スポーツ団体ガバナンスコード……… スポーツ庁が平成30(2018)年12月に策定した「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」に基づき制定。「中央競技団体向け(令和元(2019)年6月制定)」と「一般競技団体向け(令和元(2019)年8月制定)」の2種類がある。スポーツ団体が遵守すべき原則・規範を明らかにした上で、各スポーツ団体が自律的にその遵守のための対応方策を講じ、その状況を自ら説明し公表することにより、よりよいガバナンスの確立が期待される。